13　法別表第四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項から第三項までの予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～四　略］

［削る］

五　令和四年厚生労働省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第二条の規定による改正前の予防接種法施行規則附則第十八条の二第一項の予防接種証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［14～60　略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～14　略］

15　法別表第五第六号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項から第三項までの予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～四　略］

［16～69　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和四年十二月九日）から施行する。

○厚生労働省令第百六十五号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和四年十二月九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第二章　（略）	第一章・第二章　（略）
第三章　感染症に関する情報の収集及び公表（第三条―第九条の八）	第三章　感染症に関する情報の収集及び公表（第三条―第九条の七）
第四章～第十二章　（略）	第四章～第十二章　（略）
附則	附則

13　法別表第四の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項（新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第三項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～四　同上］

五　予防接種法附則第七条第一項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

六　予防接種法施行規則附則第十八条の二第一項の予防接種証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［14～60　同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～14　同上］

15　法別表第五第六号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　予防接種法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の予防接種を受けると見込まれる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［二～四　同上］

［16～69　同上］